

(仮称) 吹田円山町開発事業

環境影響評価

事後調査年次状況報告書

(平成 29 年度版)

平成 30 年 7 月

大林新星和不動産株式会社

目 次

1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	1
2. 事業者の環境に対する取組方針	2
3. 事業の名称及び実施場所	3
3.1. 事業の名称	3
3.2. 事業の実施場所	3
4. 事業に係る工事の工程及び供用予定時期	5
4.1. 事業計画の概要	5
4.2. 工事工程	8
4.3. 供用開始予定時期	8
5. 当該事業における環境に対する取組方針	9
6. 事後調査の結果	10
6.1. 事後調査の目的	10
6.2. 事後調査の対象とする環境要素及びその期間	10
6.3. 事後調査の内容	11
6.4. 事後調査の結果	16
7. まとめ	36
7.1. 事後調査の結果と評価	36
7.2. 環境保全措置	36
8. 当該事業における環境取組の実施状況	37
9. 事後調査を委託した者の氏名及び住所	51

1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

事業者の名称 : 大林新星和不動産株式会社

代表者氏名 : 代表取締役 斎藤 正博

主たる事務所の所在地 : 東京都千代田区九段南3丁目3番6号

2. 事業者の環境に対する取組方針

大林新星和不動産の環境に対する基本理念と基本方針は、以下のとおりである。

(1) 基本理念

大林新星和不動産は、環境問題に対する自主的な取り組みと、その継続的改善を経営の重要課題の一つとして位置づけ、全ての事業活動を通じて、環境への影響に配慮し、その保全に努めることにより、持続的な発展が可能な社会づくりに貢献します。

(2) 基本方針

1. 環境保全に関する法令等を遵守します。
2. 省エネルギー・省資源、二酸化炭素排出量の削減、リサイクルの推進など、環境負荷の低減をおこないます。
3. 地域社会とのコミュニケーションを図り、地域の環境保全に取り組みます。
4. 関連会社や協力会社に環境保全への積極的な取り組みを求め、それを支援します。

これらを継続的に推進するため、環境保全の仕組みを確立し、実施、維持します。

3. 事業の名称及び実施場所

3.1. 事業の名称

(仮称) 吹田円山町開発事業

3.2. 事業の実施場所

吹田市円山町76番ほか7筆 (図3-1参照)



図3-1 事業計画地の位置

4. 事業に係る工事の工程及び供用予定時期

4.1. 事業計画の概要

住宅団地の建設事業である本事業では、吹田市の環境政策を踏まえて、環境の保全及び良好な環境の創造に寄与する取組みを行い「エコで快適、人にやさしい安心・安全な住宅地の形成」を目指す。また、風致地区内の閑静で上質な住宅地エリア内に位置することを踏まえ、周辺環境に配慮した住宅地の開発を目指す。

土地利用計画は表4-1及び図4-1に示すとおりであり、参考として、住宅計画のイメージを図4-2に示す。

住宅戸数は、303戸を計画しており、事業計画地面積は約77,450m²である。

表4-1 土地利用計画

土地利用区分	面積 (m ²)	構成比 (%)	備 考
宅 地	49,460	63.9	予定戸数：303 戸
道 路	19,230	24.8	
歩車共存道路	1,170	1.5	
自転車歩行者専用道路	1,610	2.1	
歩行者専用道路	1,010	1.3	
公 園	4,670	6.0	2箇所
集会所	300	0.4	1箇所
合 計	77,450	100.0	

注) 四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。



図4-1 土地利用計画図



図4-2 住宅計画イメージ図

4.2. 工事工程

工事工程は、表4-1に示すとおりであり、土木造成工事(開発工事)は約27ヶ月を予定しており、同工事完了工区より、随時建築工事を行う。

表4-1 工事工程表

4.3. 供用開始予定期

供用開始については、全ての住宅の建築工事終了後とし、その時期は、宅地の販売開始を平成31年度、販売期間を5年程度と想定していることから、平成36年度頃を予定している。なお、販売期間は販売動向により変動する可能性があることから、供用開始時期も変更になる可能性がある。

5. 当該事業における環境に対する取組方針

(1) 環境まちづくり方針

関西で有数の閑静で上質な周辺環境に配慮した住宅地を開発するとともに、吹田市の環境政策に資する事業として、「エコで快適、人にやさしい安心・安全な住宅地の形成」を目指していくものとする。

(2) 現状認識

- ・風致地区であって自然および文化的環境に恵まれた、閑静で上質な住宅地エリア内に位置すること。
- ・吹田市の環境政策を踏まえて、環境の保全及び良好な環境の創造に寄与する取組みを行うこと。

(3) 計画の基本方針

①周辺地域に開かれ、地域をつなぐ安全な動線計画とする。

- ・安全な歩行者動線の確保とバリアフリー化

②地域の防災拠点としての機能を維持・向上させる計画とする。

- ・一時避難地としての機能を継承・強化する公園、集会所

③稀有な環境条件を継承する環境価値創造型の街区計画とする。

- ・計画地の良好な風・熱環境を活かしたパッシブな街区計画

④省エネ性能を高めた建物を積極的に導入する建築・分譲計画とする。

- ・条件付宅地区画では省エネ性能を高めるメニューを購入者に提案
- ・建売区画では省エネ性能を高めた建物を積極的に導入

6. 事後調査の結果

6.1. 事後調査の目的

事後調査は、本事業に係る工事の着手後に、本事業の実施が環境に及ぼす影響を把握し、本事業の影響を検証するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることなどにより、周辺地域の環境保全を図ることを目的とする。

6.2. 事後調査の対象とする環境要素及びその期間

事後調査の対象とする環境要素及びその時期は、表6-1に示すとおりである。

平成29年度の事後調査項目は、工事中の大気汚染（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）及び騒音である。

表6-1 事後調査の内容

環境影響要因		調査項目		調査実施期間	調査実施時期（予定）		
工事中	建設機械の稼働	大気汚染	・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質		平成29年度	平成30年度	平成31年度
		騒音	・騒音レベル	工事期間中 (建築工事を除く)	○	○	○
	工事の影響	動植物生態系	特定外来生物 (ナルトサワギク、オオキンケイギク)	工事のピーク時期	○	—	—
	工事の影響	動植物生態系	特定外来生物 (ナルトサワギク、オオキンケイギク)	工事期間中 年1回	—	○	○

6.3. 事後調査の内容

(1) 大気汚染

① 調査項目

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

② 調査範囲

事業計画地内

③ 調査実施期間

平成29年6月～平成30年3月

④ 調査方法

工事計画と、調査実施期間における工事作業日報実績を整理することにより、建設機械等の種類、稼働台数・時間及び工事用車両の入出庫台数・時間を把握した。それにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の排出量を算出した。

(2) 騒音

① 調査項目

建設機械の稼働に伴う騒音レベル

② 調査地点

調査地点は、評価書で建設機械の稼働による影響が最大になると想定された事業計画地敷地境界上1地点（南西側）とした。（図6-1参照）

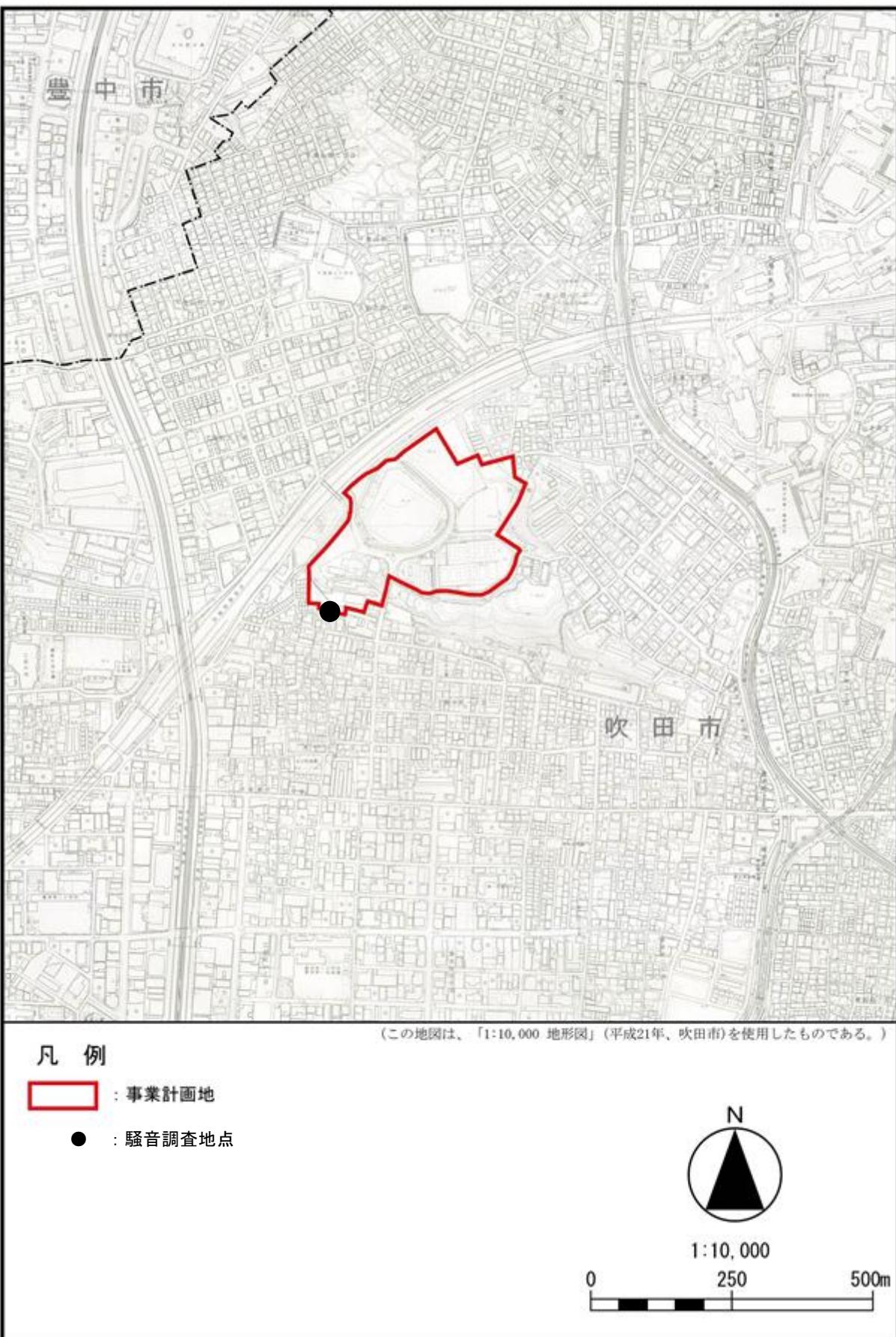


図6-1 騒音調査地点

③ 調査実施日時

工事計画を基に、建設機械の稼働に伴う騒音による影響が最も大きくなると想定される時期とし、以下に示す日時に実施した。

平成29年9月19日（火）8:30～17:30

建設機械の稼働に伴う騒音による影響が最も大きくなると想定される時期は、評価書の予測時と同様に、工事計画より建設機械の騒音パワーレベル合成値を算出し、その値が最も大きくなる時期とした。

評価書作成時の建設機械の騒音パワーレベル合成値は表6-2に示すとおりであるが、この結果では近接事業も含めて、着工後5ヶ月目のパワーレベル合成値が128.5dBと最も大きくなることから、騒音調査の時期を着工後5ヶ月目と想定していた。

直近の工事計画より、建設機械の騒音パワーレベル合成値を算出した結果を表6-3に示す。この結果では近接事業も含めて、着工後4ヶ月目の平成29年9月にパワーレベル合成値が128.4dBと最も大きくなつたことから、この時期を建設機械の稼働に伴う騒音による影響が最も大きくなると想定される時期として、騒音調査を実施した。

表 6-2 (1) 評価書作成時に予測した建設機械の騒音パワーレベル合成値（評価書より抜粋）

単位：dB

項目	着工後月数										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
パワーレベル	123.2	126.0	127.2	127.1	127.2	126.8	126.2	126.6	125.2	125.7	125.8
着工後月数											
パワーレベル	126.2	124.6	124.6	125.8	125.9	125.6	125.6	126.3	126.3	124.8	124.9
項目	着工後月数										
	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
パワーレベル	121.6	124.3	125.0	125.5	123.5	122.5	122.8	121.4	120.1		

注)解体工事は着工後1～9ヶ月目である。

表 6-2 (2) 評価書作成時に予測した建設機械の騒音パワーレベル合成値

(複合影響)（評価書より抜粋）

単位：dB

項目	着工後月数						
	1	2	3	4	5	6	7
パワーレベル	125.1	127.1	128.4	128.4	128.5	127.7	126.8

表6-3 実績及び直近の工事計画より算出した建設機械の騒音パワーレベル合成値

年月	2017年(平成29年)										
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
着工後月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
パワーレベル	120.6	126.7	126.0	128.4	127.5	127.6	122.3				
年月	2018年(平成30年)										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
着工後月数	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
パワーレベル	125.7	125.6	126.0	124.6	124.6	125.7	125.8	125.6	125.6	126.3	124.8
年月	2019年(平成31年)										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
着工後月数	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
パワーレベル	124.9	121.6	124.3	125.0	125.5	123.5	122.5	122.8	121.4	120.1	

注) 1 平成29年6月～平成30年3月は実績の建設機械の台数に基づく算出値

注) 2 近接事業が本事業の着工後7ヶ月目まで行われていることから、着工後1～7ヶ月のパワーレベルは、近接事業との合成値である。

④ 調査方法

調査は、以下に示す方法で行った。

表6-4 騒音調査方法

測定項目	時間率騒音レベル：90%レンジの上端値 (L_{A5})
実測時間	工事中の連続した時間(8:30 ~ 17:30)の測定とし、0.2秒間隔で騒音レベルの瞬時値を騒音計の内部メモリに連続記録した。
測定機器	JIS C 1509-1に適合する積分型普通騒音計
測定機器 使用条件	マイクロホンの高さ：地上1.2m 周波数重み特性：A特性 時間重み特性：F A S T
データ整理	室内にて除外すべき音(カラスの鳴き声、航空機、鉄道等)を含むデータを削除した上で、毎正時から60分間の瞬時値より、時間帯ごとに上記の時間率騒音レベルを算出した。



[工事状況]



[測定状況]



[測定機器]

図6-2 調査状況写真

6.4. 事後調査の結果

(1) 大気汚染

① 建設機械の稼働状況

平成29年度（平成29年6月～平成30年3月）に実施した工事で使用した建設機械の月当たりの延べ稼働台数は、表6-5に示す通りである。なお、建設機械は、表6-7に示す排出ガス・騒音対策型の機械を使用している。建設機械の1日当たりの稼働時間は、8:00～17:00（12:00～13:00は昼休憩）の間で準備、後片付けを除き、概ね7時間であった。

平成29年6月～平成30年3月に実施した工事は、図6-4に示すとおりである。

表6-5 建設機械の月当たり延べ稼働台数

(単位：台)

建設機械	平成29年							平成30年			年間
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
バックホウ		125	90	120	105	80	35	56	252	310	1,173
ブルドーザ									54	54	108
移動式クレーン										28	28
杭打機										40	40
全旋回クローラクレーン				18	18						36
ホイールクレーン杭抜機				18	18	18					54
振動ローラ									51	51	102
ダンプトラック	18	120	120	90	120	120	120	135	138	163	1,144
コンテナ		18	18	18	18	18	18	18		10	136
生コン車										10	10
粉粒体運搬車										90	90
チェーンソウ		20	20		20	20	20				100
バイブレーター										15	15
草刈機		30	30		30	30	30				150
合 計	18	313	278	264	329	286	223	209	495	771	3,186

② 工事用車両の走行状況

平成29年度（平成29年6月～平成30年3月）における工事用車両の月当たりの延べ台数は、表6-6に示す通りである。なお、工事用車両のうち大型車については、表6-8に示す排出ガス対策型の車を使用している。工事用車両は、図6-4に示す事業計画地北側の名神高速道路側道への出入口を利用している。また、工事用車両の駐車場及び待機場所は、図6-4に示すとおり、事業計画地内に整備している。

表6-6 工事用車両の月当たり延べ台数

(単位：台)

建設機械	平成29年							平成30年			年間
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
工事用車両	18	138	138	108	138	138	138	153	138	301	1,408

表6-7 (1) 主な使用建設機械一覧

持込機械名	規格	メーカー	製造年月日	対策	
				排出ガス*	騒音
バックホウ	0.09 m3	(株)クボタ建機	平成 26 年 2 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.1 m3	(株)小松製作所	平成 12 年 1 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.2 m3	(株)クボタ建機	平成 29 年 3 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.25 m3	キャタピラージャパン	平成 26 年 4 月	三省対応	低騒音型
バックホウ	0.45 m3	(株)小松製作所	平成 11 年 1 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.45 m3	キャタピラージャパン	平成 25 年 2 月	三省対応	低騒音型
バックホウ	0.45 m3	キャタピラージャパン	平成 25 年 7 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.45 m3	日立建機(株)	平成 27 年 4 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.45 m3	日立建機(株)	平成 14 年 4 月	2 次排ガス	低騒音型
バックホウ	0.7 m3	(株)小松製作所	平成 26 年 8 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.7 m3	(株)小松製作所	平成 16 年 3 月	三省対応 ハイブリッド	超低騒音型
バックホウ	0.7 m3	(株)小松製作所	平成 23 年 2 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.7 m3	キャタピラージャパン	平成 23 年 8 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.7 m3	住友建機(株)	平成 27 年 6 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.7 m3	キャタピラージャパン	平成 22 年 2 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.8 m3	キャタピラージャパン	平成 25 年 4 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.8 m3	コベルコ機械	平成 27 年 7 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.8 m3	コベルコ機械	平成 24 年 10 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	1.4 m3	コベルコ機械	平成 25 年 11 月	三省対応	低騒音型
ブルドーザ	8.5 t 級	(株)小松製作所	平成 10 年 1 月	三省対応	低騒音型
コンバインドローラ (振動ローラ)	4.0 t 級	酒井重工業(株)	平成 27 年 9 月	三省対応	超低騒音型
杭打機	GI130	YBM	平成 25 年 2 月	三省対応	低音型
杭打機	DHJ15	日本車輌製造株式会社	平成 27 年 2 月	三省対応	低音型
ラフタークレーン (移動式クレーン)	GR-160N-1	(株)ダダメ	平成 18 年 7 月	2 次排ガス	低騒音型

表 6-7 (2) 主な使用建設機械一覧

持込機械名	規格	メーカー	製造年月日	対策	
				排出ガス※	騒音
ラフタークレーン (移動式クレーン)	GR-160N-2	(株)ダダノ	平成 25 年 1 月	3 次排ガス	低騒音型
ラフタークレーン (移動式クレーン)	TR-160M	(株)ダダノ	平成 14 年 4 月	1 次排ガス	低騒音型
ラフタークレーン (移動式クレーン)	GR-250N- 1	(株)ダダノ	平成 18 年 2 月	2 次排ガス	低騒音型
ラフタークレーン (移動式クレーン)	GR-250N-2	(株)ダダノ	平成 22 年 12 月	三省対応	低騒音型
ラフタークレーン (移動式クレーン)	GR-250N-3	(株)ダダノ	平成 28 年 2 月	三省対応	低騒音型
ラフタークレーン (移動式クレーン)	TR-500M	(株)ダダノ	平成 14 年 7 月	1 次排ガス	低騒音型
ラフタークレーン (移動式クレーン)	GR-500N- 1	(株)ダダノ	平成 20 年 7 月	2 次排ガス	低騒音型
ラフタークレーン (移動式クレーン)	GR-600N- 1	(株)ダダノ	平成 22 年 10 月	3 次排ガス	低騒音型
クローラクレーン (移動式クレーン)	SC800-2	住友建機(株)	平成 8 年 4 月	1 次排ガス	低騒音型
全旋回クローラク レーン	7090G	コベルコクレーン	平成 26 年 9 月	3 次排ガス	低騒音型
全周回転掘削機 (ホイルクレーン杭抜機)	CD2000	日立建機	平成 12 年 7 月	排出ガス 浄化装置	低騒音型
発電機 (DCA150ESK)	150KVA	デンヨー(株)	平成 28 年 1 月	2 次排ガス	超低騒音型

※：排出ガス対策のうち、「1 次排ガス」、「2 次排ガス」及び「3 次排ガス」は、それぞれ、平成 3 年、平成 9 年及び平成 18 年に定めた基準値を満足する建設機械、「三省対応」は環境省、経済産業省、国土交通省の三省共管の「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成 17 年)に基づく基準値を満足する建設機械である。



パックホウ(0.09m³クラス)



パックホウ(0.2m³クラス)



パックホウ(0.45m³クラス)



パックホウ(0.45m³クラス)



図 6-3 (1) 主な使用建設機械の写真



バックホウ (0.45m³ クラス)



バックホウ (0.45m³ クラス)



バックホウ (0.45m³ クラス)



バックホウ (0.7m³ クラス)



図 6-3 (2) 主な使用建設機械の写真



バックホウ(0.7m³クラス)



バックホウ(0.7m³クラス)



バックホウ(0.7m³クラス)



バックホウ(0.7m³クラス)



図 6-3 (3) 主な使用建設機械の写真



バックホウ(0.7m³クラス)



バックホウ(0.8m³クラス)



バックホウ(0.8m³クラス)



バックホウ(0.8m³クラス)



図 6-3 (4) 主な使用建設機械の写真



バックホウ(1.4m³クラス)



ブルドーザー(8.5t 級)



コンバインドローラ(振動ローラ、4.0t 級)



杭打機



図 6-3 (5) 主な使用建設機械の写真



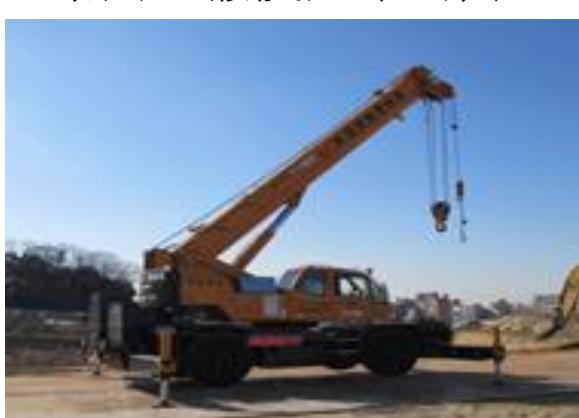
杭打機



ラフタークレーン(移動式クレーン、25t クラス)



ラフタークレーン(移動式クレーン、25t クラス)



ラフタークレーン(移動式クレーン、25t クラス)



図 6-3 (6) 主な使用建設機械の写真



ラフタークレーン(移動式クレーン、50t クラス)



クローラクレーン(移動式クレーン、80t クラス)



全旋回クローラクレーン



全周回転掘削機(ホイルクレーン杭抜機)

図 6-3 (7) 主な使用建設機械の写真

表6-8 使用大型車両一覧

車両用途	メーカー	型式	対策
ダンプ	いすゞ自動車(株)	KL-CXZ51K4	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
ダンプ	日野自動車(株)	2KG-FS1EGA	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
ダンプ	日野自動車(株)	QKG-FS1EKDA	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
ダンプ	日野自動車(株)	QKG-FS1EKAA	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
ダンプ	三菱自動車工業(株)	BDG-FV50JX	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
ダンプ	日野自動車(株)	LDG-GK8JKAA	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
ダンプ	日野自動車(株)	BDG-GK8JKWA	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
ダンプ	日産自動車(株)	ADG-CW4XL	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
ダンプ	日産自動車(株)	KL-CW48A	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
ダンプ	日野自動車(株)	LDG-GK8JKAA	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
ダンプ	日野自動車(株)	ADG-CW4XL	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
ダンプ	日野自動車(株)	LDG-GK8JKAA	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
ダンプ	日野自動車(株)	KS-GK8JKFA	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
キャブオーバ	日野自動車(株)	QKG-FQ1ARBA	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
キャブオーバ	日野自動車(株)	QPG-FQ1ARER	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
キャブオーバ	日野自動車(株)	KS-FQ1ERWA	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
キャブオーバ	日野自動車(株)	QPG-FW1EXEJ 改	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
キャブオーバ	日野自動車(株)	BDG-FS1EWYG	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
粉粒体運搬車	いすゞ自動車(株)	QPG-CY177BM	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
粉粒体運搬車	いすゞ自動車(株)	PKG-CYM77Q 8	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
粉粒体運搬車	UDトラックス	QKG-CD5YL	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
粉粒体運搬車	日産自動車(株)	KL-CD48YNH	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
散水車	いすゞ自動車(株)	TKG-FRR90S2	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	KL-CXZ51K4	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	日産自動車(株)	KL-CW48A	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	日産自動車(株)	ADG-CW2XL	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	日産自動車(株)	ADG-CW4XL	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	PJ-CXZ77K6	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	日産自動車(株)	ADG-CW4XL	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	KL-FS4FKGA	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	KL-FS4FKGA	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	QPG-FS 1 AKDA	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	QKG-CXZ77AT	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	KS-FS1EKJA	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	2PG-FTR90U2	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	日産自動車(株)	PK-PK36A	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	PKG-FSR90S2	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	PB-FSR35D3	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	三菱自動車(株)	KC-FV515JXD	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	三菱自動車(株)	KL-FV50KJXD	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	日産自動車(株)	ADG-CW2XL	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	日産自動車(株)	ADG-CW4XL	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	日産自動車(株)	ADG-CW2XL	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	日産自動車(株)	KL-CW48A	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	QKG-CXZ77AT	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
コンクリートポンプ車	いすゞ自動車(株)	U-CX71Q 改	使用車種規制 (NOx・PM) 適合
コンクリートポンプ車	日産自動車(株)	PK-PK37A 改	使用車種規制 (NOx・PM) 適合

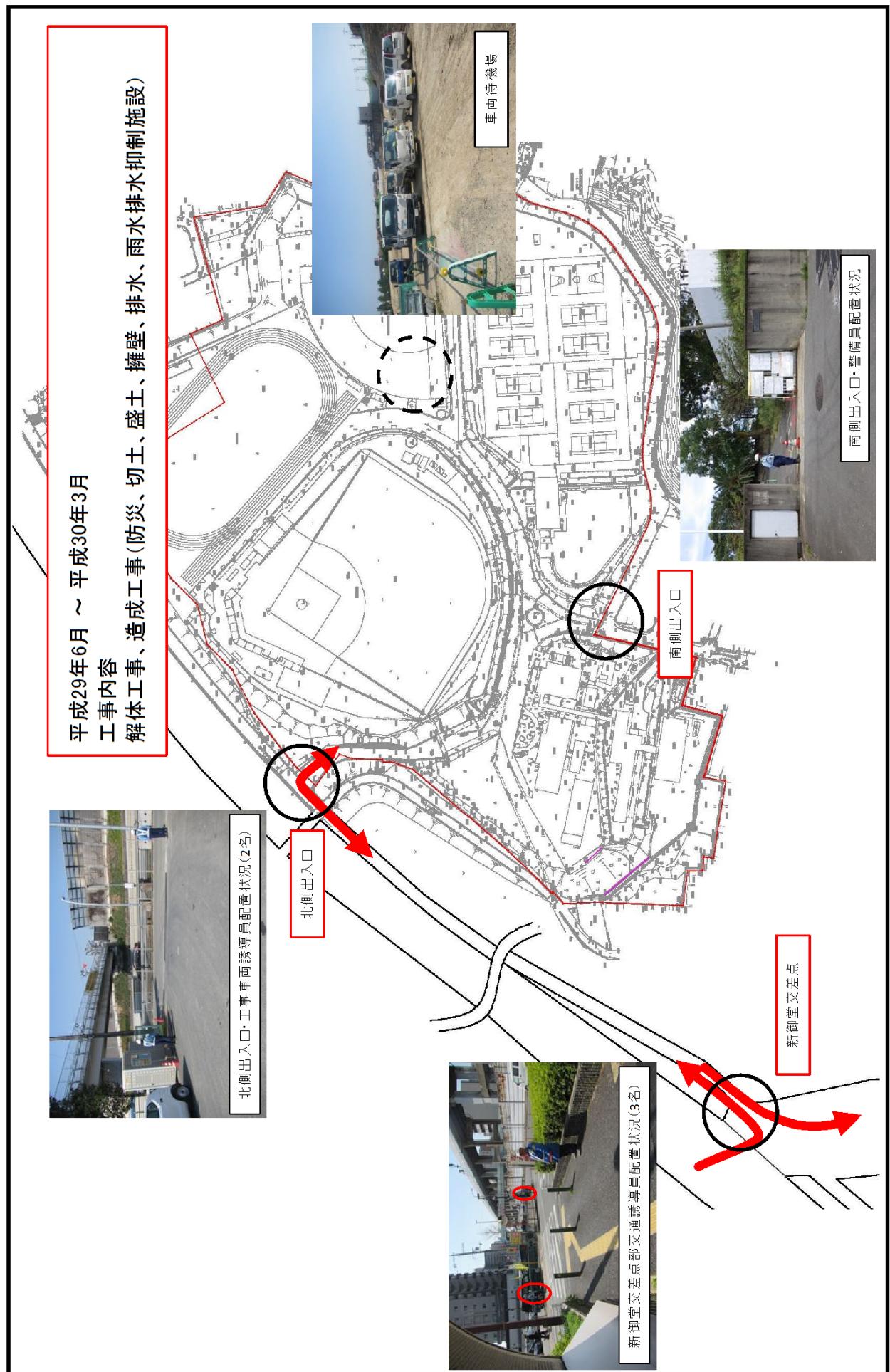


図 6-4 主な工事内容（平成 29 年 6 月～平成 30 年 3 月）

③ 建設機械等の稼働により発生する大気汚染物質による影響の評価

a. 大気汚染物質排出量の算出

平成 29 年度（平成 29 年 6 月～平成 30 年 3 月）における月別の建設機械等からの大気汚染物質排出量と、近接事業の稼働建設機械等からの排出ガスを加えた複合的な汚染物質排出量は表 6-9 に示すとおりである。また、参考に「（仮称）吹田円山町開発事業環境影響評価書」（平成 29 年 6 月、大林新星和不動産株式会社）（以下、「評価書」という。）における大気汚染物質排出量を表 6-10 に示す。

月別の建設機械等からの大気汚染物質排出量の最大値は、窒素酸化物 (NOx) が 572m³N/月、浮遊粒子状物質 (SPM) が 40 kg/月であり、評価書における月別排出量の最大値 (NOx : 768m³N/月、SPM : 51 kg/月) を下回っている。また、平成 29 年度の合計排出量は窒素酸化物 (NOx) が 2,483m³N/年、浮遊粒子状物質 (SPM) が 158 kg/年であり、評価書における 12 ヶ月間の排出量の最大値 (NOx : 7,679m³N/年、SPM : 522 kg/年) を下回っている。

また、近接事業による複合影響の月別最大値は、窒素酸化物 (NOx) が 572m³N/月、浮遊粒子状物質 (SPM) が 40 kg/月であり、評価書における月別排出量の最大値 (NOx : 684m³N/月、SPM : 41 kg/月) を下回っている。また、平成 29 年度の合計排出量は窒素酸化物 (NOx) が 3,343m³N/年、浮遊粒子状物質 (SPM) が 221 kg/年であり、評価書における 12 ヶ月間の排出量の最大値 (NOx : 6,709m³N/年、SPM : 418 kg/年) を下回っている。

表6-9(1) 稼働実績より算出した月別の大気汚染物質排出量（平成29年度）

項目	単位	平成 29 年							平成 30 年			平成 29 年度合計
		6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
NOx	m ³ N/月	9	227	203	293	290	245	156	192	296	572	2,483 (m ³ N/年)
SPM	kg/月	1	14	12	17	17	14	9	12	22	40	158 (kg/年)

表 6-9(2) 稼働実績より算出した月別の大気汚染物質排出量（平成 29 年度 複合影響）

項目	単位	平成 29 年							平成 30 年			平成 29 年度合計
		6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
NOx	m ³ N/月	41	315	291	453	450	428	246	251	296	572	3,343 (m ³ N/年)
SPM	kg/月	3	22	20	28	28	26	15	17	22	40	221 (kg/年)

表6-10(1) 評価書作成時に予測した月別の建設機械等からの大気汚染物質排出量
(評価書より抜粋)

項目	単位	着工後月数											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
NOx	m ³ N/月	122	265	283	334	399	393	364	415	544	694	735	768
SPM	kg/月	8	16	16	19	23	22	21	24	33	45	48	51
項目	単位	着工後月数											
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
NOx	m ³ N/月	479	479	637	707	636	619	658	717	550	535	242	449
SPM	kg/月	32	32	43	49	44	43	46	50	39	38	17	31
項目	単位	着工後月数											
		25	26	27	28	29	30	31					
NOx	m ³ N/月	548	633	364	295	328	236	148					
SPM	kg/月	39	44	26	21	23	17	11					

(複合影響)

項目	単位	着工後月数 (本工事との重複期間: 1~7ヶ月目)						
		1	2	3	4	5	6	7
NOx	m ³ N/年	229	372	568	619	684	594	487
SPM	kg/年	15	23	35	37	41	36	30

表 6-10(2) 評価書作成時に予測した連続する 12 ヶ月間の大気汚染物質排出量
(評価書より抜粋)

項目	単位	着工後月数										10~21 本工事
		1~12	2~13	3~14	4~15	5~16	6~17	7~18	8~19	9~20		
NOx	m ³ N/年	5,316	5,673	5,887	6,241	6,614	6,851	7,077	7,371	7,673	7,679	
SPM	kg/年	326	350	366	393	422	444	465	490	516	522	
項目	単位	着工後月数										20~31
		11~22	12~23	13~24	14~25	15~26	16~27	17~28	18~29	19~30	20~31	
NOx	m ³ N/年	7,520	7,027	6,708	6,777	6,931	6,658	6,246	5,938	5,555	5,045	
SPM	kg/年	515	484	464	471	482	466	439	418	392	356	

(複合影響)

項目	単位	着工後月数											
		1~12 本工事+近隣工事											
NOx	m ³ N/年	6,709											
SPM	kg/年	418											

b. 建設機械等の稼働により発生する大気汚染物質による影響の評価

平成 29 年度（平成 29 年 6 月～平成 30 年 3 月）における建設機械等からの大気汚染物質排出量から、周辺住居等における最大着地濃度地点の濃度を算出し、評価書における予測結果及び評価目標との比較を行った。なお、最大着地濃度地点、バックグラウンド濃度、発生源の位置、気象条件及び変換式(窒素酸化物→二酸化窒素、年平均値→日平均値)などの予測条件は評価書と同じとし、大気汚染物質排出量のみを今回の排出量として計算を行った。予測手順は、図 6-5 に示すとおりである。

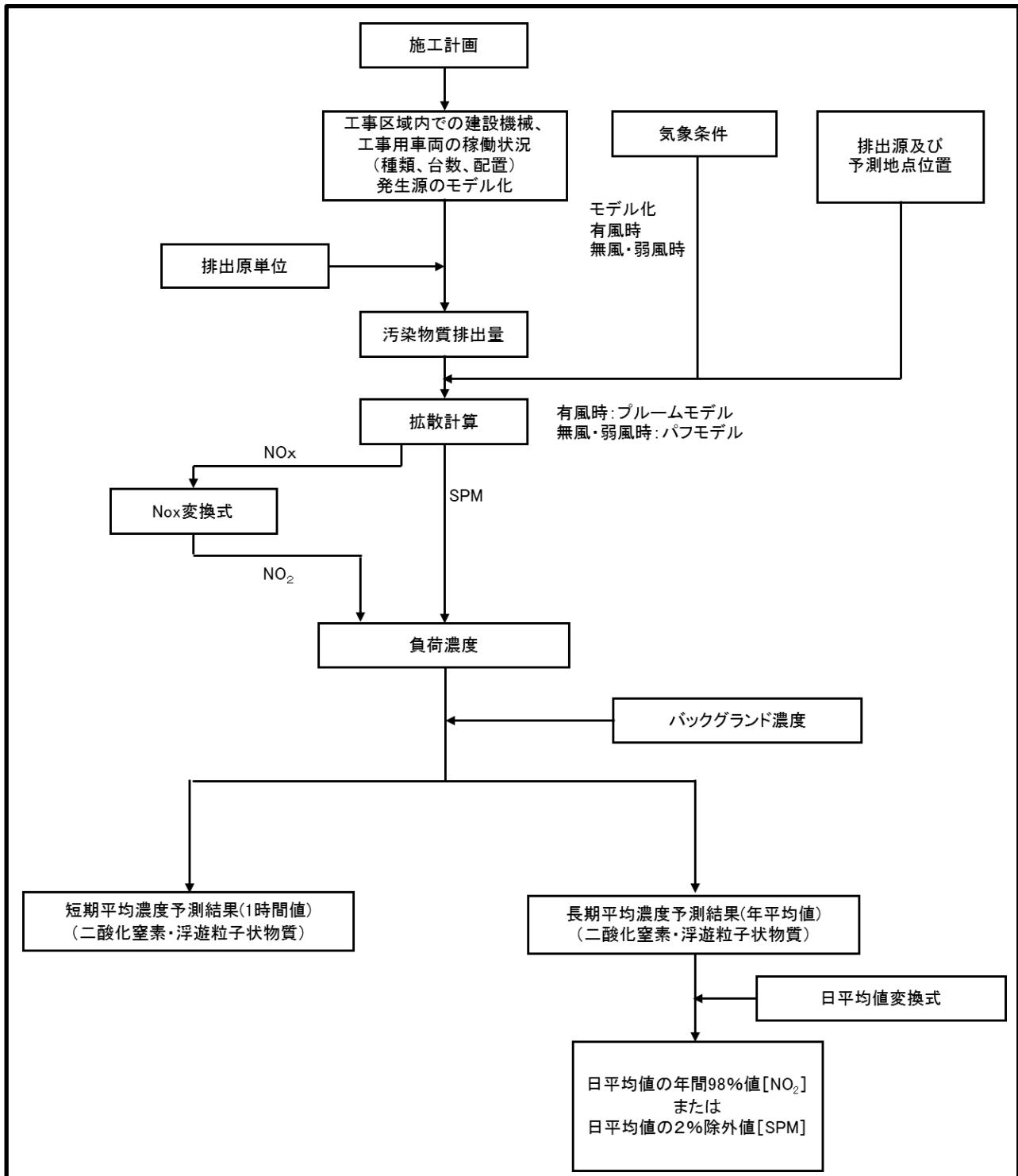


図 6-5 予測手順（建設機械等の稼働に係る大気汚染）

本事業による影響の評価結果は表 6-11 及び表 6-12 に示すとおりである。年平均値の二酸化窒素は吹田市の目標値を上回ったが、評価書の予測結果（工事最盛期）及び環境基準値を下回った。1 時間値の二酸化窒素は吹田市の目標値、短期暴露の指針値及び評価書の予測結果（工事最盛期）を下回った。また、浮遊粒子状物質は年平均値、1 時間値とともに、吹田市の目標値、環境基準値及び評価書の予測結果（工事最盛期）を下回った。

近接事業の建設機械等の稼働による排出ガスを加えた複合的な評価結果を表 6-13 及び表 6-14 に示す。複合影響についても、年平均値の二酸化窒素は吹田市の目標値を上回ったが、評価書の予測結果（工事最盛期）及び環境基準値を下回った。1 時間値の二酸化窒素は吹田市の目標値、短期暴露の指針値及び評価書の予測結果（工事最盛期）を下回った。また、浮遊粒子状物質は年平均値、1 時間値とともに、吹田市の目標値、環境基準値及び評価書の予測結果（工事最盛期）を下回った。

以上のことから、本事業による影響は評価書における予測の範囲内となっており、特に問題はないと考える。

表6-11 (1) 建設機械等の稼働実績より算出した二酸化窒素の評価結果（年平均値）

予測時期	窒素酸化物 (NOx)	二酸化窒素(NO2) 年平均値					吹田市の目標値	環境基準値
		寄与濃度の最大着地濃度 (ppm) ①	寄与濃度 の最大着地濃度 (ppm) ②	バックグラウンド濃度 (ppm) ②	年平均値 (ppm) ①+②	日平均値 の年間 98%値 (ppm)		
平成 29 年度	0.0043	0.0060	0.0170	0.0230	0.0423	0.0511	1 時間値の 1 日平均値 が 0.04ppm 以下であること	1 時間値の 1 日 平均値が 0.04～ 0.06ppm のゾー ン内またはそれ 以下であること

※：「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

表 6-11 (2) 建設機械等の稼働実績より算出した浮遊粒子状物質の評価結果（年平均値）

予測時期	浮遊粒子状物質(SPM) 年平均値					環境基準値・ 吹田市の目標値
	寄与濃度の 最大着地 濃度 (mg/m ³) ①	バックグラウ ンド濃度 (mg/m ³) ②	年平均値 (mg/m ³) ①+②	日平均値 の 2%除外値 (mg/m ³)	評価書の 予測結果 ※ (mg/m ³)	
平成 29 年度	0.0003	0.0140	0.0143	0.0419	0.0430	1 時間値の 1 日 平均値が 0.10 mg/m ³ 以下である こと

※：「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

表6-12 (1) 建設機械等の稼働実績より算出した二酸化窒素の評価結果（1時間値）

予測時期	二酸化窒素(NO2)1時間値				短期暴露の指針値・吹田市の目標値
	寄与濃度の最大着地濃度(ppm) ①	バックグラウンド濃度(ppm) ②	環境濃度(ppm) ①+②	評価書の予測結果※(ppm)	
平成29年度	0.1020	0.0170	0.1190	0.1539	1時間値暴露として0.1~0.2ppm以下であること

※：「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

表 6-12 (2) 建設機械等の稼働実績より算出した浮遊粒子状物質の評価結果（1時間値）

予測時期	浮遊粒子状物質(SPM)1時間値				環境基準値・吹田市の目標値
	寄与濃度の最大着地濃度(mg/m ³) ①	バックグラウンド濃度(mg/m ³) ②	環境濃度(mg/m ³) ①+②	評価書の予測結果※(mg/m ³)	
平成29年度	0.0120	0.0140	0.0260	0.0293	1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること

※：「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

表6-13(1)建設機械等の稼働実績より算出した二酸化窒素の評価結果
(複合影響:年平均値)

予測時期	窒素酸化物(NOx)	二酸化窒素(NO2)年平均値					吹田市の目標値	環境基準値
		寄与濃度の最大着地濃度(ppm) ①	バックグラウンド濃度(ppm) ②	年平均値(ppm) ①+②	日平均値の年間98%値(ppm)	評価書の予測結果※(ppm)		
平成29年度	0.0063	0.0076	0.0170	0.0246	0.0446	0.0505	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下であること	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下であること

※：「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

表 6-13(2)建設機械等の稼働実績より算出した浮遊粒子状物質の評価結果
(複合影響:年平均値)

予測時期	浮遊粒子状物質(SPM)年平均値					環境基準値・吹田市の目標値
	寄与濃度の最大着地濃度(mg/m³) ①	バックグラウンド濃度(mg/m³) ②	年平均値(mg/m³) ①+②	日平均値の2%除外値(mg/m³)	評価書の予測結果※(mg/m³)	
平成29年度	0.0004	0.0140	0.0144	0.0421	0.0428	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であること

※：「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

表6-14(1)建設機械等の稼働実績より算出した二酸化窒素の評価結果
(複合影響: 1時間値)

予測時期	二酸化窒素(NO ₂)1時間値				短期暴露の指針値・吹田市の目標値
	寄与濃度の最大着地濃度(ppm) ①	バックグラウンド濃度(ppm) ②	環境濃度(ppm) ①+②	評価書の予測結果※(ppm)	
平成29年度	0.0812	0.0170	0.0982	0.1141	1時間値暴露として0.1~0.2ppm以下であること

※: 「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

表 6-14(2)建設機械等の稼働実績より算出した浮遊粒子状物質の評価結果
(複合影響: 1時間値)

予測時期	浮遊粒子状物質(SPM)1時間値				環境基準値・吹田市の目標値
	寄与濃度の最大着地濃度(mg/m ³) ①	バックグラウンド濃度(mg/m ³) ②	環境濃度(mg/m ³) ①+②	評価書の予測結果※(mg/m ³)	
平成29年度	0.0100	0.0140	0.0240	0.0242	1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること

※: 「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

(2) 騒音

調査当日の主な工事は、事業計画地内の複数箇所における解体作業、掘削作業等であり、近接事業も実施されていた。主な騒音源は、これらの建設機械(バックホウ、クローラークレーン等)による作業音であった。

騒音の測定結果は、表 6-15 に示すとおりであり、騒音レベル (90% レンジ上端値 (L_{A5})) は、46~56dB であった。建設機械の騒音に対して、万能屏による仮囲いによる遮音効果があったことから、工事が行われている時間帯と工事のない時間帯 (12 時台、17 時台) で、騒音レベルの大きな差はみられなかった。

測定結果は、環境影響評価書における予測結果（事業計画地敷地境界での最大騒音レベル 84.8dB(複合影響)）及び騒音規制法の特定建設作業に伴う騒音の規制基準 (85dB) を下回っていた。

以上のことから、本事業による影響は評価書における予測の範囲内となっており、特に問題はないと考える。

表6-15 騒音測定結果

時間区分	時間帯	騒音レベル [L_{A5} : dB]	備 考
		南側敷地境界	
昼間	8:00	46	8:30～工事開始
	9:00	50	9:10～機械稼働
	10:00	49	
	11:00	50	
	12:00	49	昼休み (工事中断)
	13:00	52	
	14:00	56	
	15:00	52	
	16:00	54	16:50 機械停止
	17:00	52	工事無し
最大値		56	規制基準値 : 85dB
平均値		51	

時間帯	騒音レベル [L_{A5} : dB]
8	46
9	50
10	49
11	50
12	49
13	52
14	56
15	52
16	54
17	52

7.まとめ

7.1. 事後調査の結果と評価

(1) 建設機械等の稼働による影響

建設機械等の稼働により発生する大気汚染物質排出量は、評価書における予測値を下回つており、それに伴う周辺地域での濃度も評価書における予測結果と同等以下となっている。また、近接事業である「（仮称）吹田市円山町 戸建計画」との複合影響についても、評価書における予測結果と同等以下となっている。

以上のことから、本事業による影響は評価書における予測の範囲内となっており、特に問題はないと考える。

(2) 騒音

建設工事中に実施した調査地点（事業計画地敷地境界上1地点（南西側））における騒音の調査結果は、評価書における予測結果及び騒音規制法の特定建設作業に係る規制基準値を超えることはなかった。

以上のことから、本事業による影響は評価書における予測の範囲内となっており、特に問題はないと考える。

7.2. 環境保全措置

本事業における環境取組の実施状況は、次項に示すとおりであり、工事による環境影響の低減に努めている。

8. 当該事業における環境取組の実施状況

平成30年3月までに実施した環境取組の実施状況は、表8-1に示すとおりである。

表8-1(1) 環境取組の実施状況の確認方法（工事中その1）

取組事項		実施状況（平成30年3月末時点）
■大気汚染や騒音などの公害の防止します。		
建設機械		
1	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。	建設機械については、可能な限り最新の低騒音型や低振動型の機種の使用に努めています。（表6-7参照）
2	ハイブリッド式パワーショベル等の低燃費型建設機械は、現状では普及台数が少ないため、一部での使用となります。が、可能な限り使用します。	低燃費型（ハイブリッド式）建設機械を一部使用しました。（表6-7(1)、図6-3(3)、図8-3参照）
3	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしないように致します。	新規入場者教育資料及び月1回の安全協議会、安全大会により、アイドリングストップを指導しています。
4	建設機械の高負荷運転や空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。	新規入場者教育資料により、環境に配慮した運転を指導しています。
5	工事の規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。	効率的な工事計画により、建設機械の稼働台数の抑制を図っています。
6	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。	効率的な工事計画を立てると共に、工程調整を密に行い、各工事のピークが重ならないように工事の平準化を図っています。
7	機械類は適切に整備点検を行います。	機械類については、持ち込み時の点検、月例点検、日常点検を行い適切に整備しています。
工事関連車両		
8	燃費や排出ガス性能のよい車両を使用するよう、工事に関連する全協力会社に指示、指導を行います。	大型車両については、使用車種規制（NOx、PM）適合車両、さらに低排出ガス認定車、平成27年度燃費基準達成車両を使用するよう、全協力会社に指示、指導を行っています。（表6-8参照）
9	大阪府条例に基づく流入車規制を全ての車両で確実に遵守するよう、工事に関連する全協力会社に指示、指導を行います。	工事関連車両については、全て大阪府条例に基づく流入車規制を遵守するよう、全協力会社に指示、指導を行っています。（図8-3参照）
10	工事関連車両であることを車両に表示するよう、工事に関連する全協力会社に指示、指導を行います。	工事関連車両の運転席の前方で車外から見やすい箇所に当該工事関連車両であることを示す明示板を置くよう全協力会社に指示、指導を行っています。（図8-3参照）
11	工事車両の走行ルートや時間帯は、コンクリートミキサー車等工程上連続運行が避けられない車両以外について、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定するよう、工事に関連する全協力会社に指示、指導を行います。	工事関連車両の搬出入について、通学時間帯に配慮するよう、全協力会社に指示、指導を行っています。なお、今後もコンクリートミキサー車等工程上連続運行が避けられない車両以外について、通学時間帯に配慮するよう、全協力会社に指示、指導を行っています。
12	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制します。	効率的な工事計画を立てると共に、工程調整を密に行い、工事関連車両台数の抑制を図っています。

表8-1(2) 環境取組の実施状況の確認方法（工事中その2）

取組内容		実施状況（平成30年3月末時点）
13	作業従事者の通勤、現場管理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制するよう、工事に関連する全協力会社に指示、指導を行います。	作業従事者の通勤、現場管理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制するよう、全協力会社に指示、指導を行っています。
14	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際の騒音、振動や土砂の飛散防止について全協力会社に指示、指導を行っています。また、現場に設置している吹き流しを参考に風の強さや方向を判断し、強風時には、一時作業を中断するなど配慮を行っています。
15	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。	工事用ゲートにタイヤ洗浄機を設置し、タイヤ洗浄を実施しています。（図8-1参照）
16	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮するよう、全協力会社に指示、指導を行っています。なお、コンクリートミキサー車のドラム洗浄場所は、可能な限り民家から離れた場所に設置するとともに、ドラム洗浄水が浸透しないように、シートで洗浄場所を覆っています。（図8-1参照）
17	工事用車両の走行ルートである市道円山垂水1号線の他、事業計画地周辺道路において、工事関連車両の場外待機や駐車をさせないよう、工事に関連する全協力会社に指示、指導を行います。	工事関連車両の待機や駐車は、事業計画地内で行い、事業計画地周辺道路等で、工事関連車両の場外待機や駐車をさせないよう、全協力会社に指示、指導を行っています。（図6-4参照）
18	クラクションの使用は必要最小限にするよう、工事に関連する全協力会社に指示、指導を行います。	新規入場者教育資料により、クラクションの使用は必要最小限にするよう、全協力会社に指示、指導を行っています。
19	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしないよう、工事に関連する全協力会社に指示、指導を行います。	新規入場者教育資料及び月1回の安全協議会、安全大会により、アイドリングストップを指導しています。
20	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行うよう、工事に関連する全協力会社に指示、指導を行います。	新規入場者教育資料により、環境に配慮した運転を行うよう、全協力会社に指示、指導を行っています。
工事方法		
《騒音・振動等》		
21	事業計画地の周囲には、仮囲いを設置とともに、必要に応じて防音シートや防音パネルを設置します。	事業計画地の周囲には、仮囲いを設置しています。また、防音シート等の設置を行っています。（図8-1参照）
22	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行うよう、作業員に指示、指導を行います。	作業開始前の朝礼にて、作業員全員に丁寧な作業を行うように、指導を行っています。
23	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。	杭の施工などの際は、エスミコラム工法など騒音や振動の少ない工法を採用しています。
24	特定建設作業は、法や府条例を遵守し、騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。	特定建設作業は、法、府条例を遵守しています。また、近隣に工事の説明を行っており、今後、工事内容等について要望があれば、協議・検討を行っていきます。

表8-1(3) 環境取組の実施状況の確認方法（工事中その3）

取組内容		実施状況（平成30年3月末時点）
《粉じん・アスベスト》		
25	解体、掘削作業などの際には、散水を十分行います。	解体、掘削作業などの際には、ハイウォッシャー、散水車を使用して散水を十分に行っています。（図8-1参照）
26	土砂などの一時保管場所で、砂じんが飛散するおそれがある場合は、飛散防止対策をします。	土砂などの一時保管場所は、粉じんの発生・飛散防止のため、十分な締固めや散水するなどの対策を実施しています。
27	建築物などの解体の際は、アスベストの使用の有無を調査するとともに、調査結果を近隣住民の見やすい位置に掲示し、市長にも報告します。	既存建築物の解体に際しては、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2011」（環境省水・大気環境局大気環境課）に基づき、事前にアスベストの含有有無を確認しました。その結果については、事業計画地南側の出入口に掲示するとともに、市長にも報告しました。（図8-1参照）
28	アスベストを含有する建築物などの解体の際には、確実な飛散防止措置を行います。	アスベスト含有が確認された建築物については、「特定粉じん排出等作業実施届出」を行い、確実な飛散防止措置を行った上でアスベストの除去を行いました。
《水質汚濁・土壤汚染・地盤沈下》		
29	工事中の濁水は、沈砂池を経由して公共下水道に放流し、道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。	仮囲い足元には巾木を設置し、濁水や土砂の場外への流出を防止しています。また、工事中の濁水は沈砂池を経由して公共下水道に放流しています。（図8-1参照）
30	揮発性塗料の保存については、密閉性のある容器に保存するよう作業員に周知徹底を図ります。また、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分するよう作業員への教育、指導を徹底します。	平成29年度に揮発性塗料の使用はありませんでした。今後、揮発性塗料を使用する際は、以下の取組を行います。揮発性塗料の保存については、密閉性のある容器に保存するよう作業員に周知徹底を図ります。また、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分するよう作業員への教育、指導を徹底します。
31	「府条例」に基づく地歴調査・土壤汚染状況調査を実施し、土壤汚染が判明した場合には適切な措置方法について協議します。	大阪府条例に基づく地歴調査、土壤汚染状況調査を実施しました。その結果、事業計画地は汚染がありませんでした。
32	セメント及びセメント系改良材を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壤や地下水を汚染しないよう施工します。	セメント及びセメント系改良材を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壤や地下水を汚染しないよう施工しています。
33	本事業の造成工事については「吹田市宅地造成に関する工事の技術的基準」に基づく安全な計画とし、周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。	本事業の造成工事については「吹田市宅地造成に関する工事の技術的基準」に基づく安全な計画とし、周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用しています。

表8-1(4) 環境取組の実施状況の確認方法（工事中その4）

取組内容		実施状況（平成30年3月末時点）
《悪臭・廃棄物》		
34	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。	平成29年度にアスファルトの溶融はありませんでした。今後、アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。
35	現地では廃棄物などの焼却や中間処理は行いません。	現地で、廃棄物などの焼却や中間処理は行っていません。
36	解体を伴う工事の際は、保管されているPCB使用機器、空調機器などに使用されているフロン類などやその他有害廃棄物の状況を工事実施前に調査し、環境汚染とならないよう適正な処理を行います。	既存建築物の解体に際しては、PCB、フロン類などやその他有害廃棄物の状況を工事実施前に調査し、専門業者を通じて適正な処理を行いました。
37	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。	仮設トイレは、出来るだけ周辺民家から離れた場所に設置するとともに、公共下水道へ接続し臭気対策を図っています。（図8-1参照）
38	造成工事中、降雨時以外は仮設沈砂池に水を貯めないようにし、ヘドロを発生させないようにします。	造成工事中、仮設沈砂池の溜まり水は散水に利用するように努め、降雨時以外は水を貯めないようにし、ヘドロの発生を抑制しています。
39	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）に基づき、発生抑制・減量化・リサイクルについて適正な措置を講じます。	工事に伴い発生する廃棄物等については、発生抑制・減量化すると共に、種類毎に分別しリサイクルを図っています。（図8-2、図8-3参照）
40	工事中に発生する伐採樹木は、チップ化する処理業者に委託し、再資源化に努めます。	工事中に発生する伐採樹木は、チップ化する処理業者に委託し、再資源化を行っています。（図8-3参照）
■ 地域の安全安心に貢献します。		
41	近隣自治会等からのご意見も考慮し、地域の交通情報に応じて警備員を配置し、事故防止に努めます。	交通整備員については、近隣自治会等からのご意見も考慮し、工事関連車両の出入口、事業計画地南側の搬出入経路及び市道円山垂水1号線と一般国道423号との交差点に配置し、事故防止に努めています。（図6-4参照）
42	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。	新規入場者教育資料により、工事関連車両の走行ルートや安全運転を周知徹底し、工事現場周辺の交通安全に配慮しています。
43	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないように出入口を施錠するなどの対策を講じます。	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなど第三者立入禁止措置を行い、工事関係者以外が立ち入らないようにしています。（図8-1参照）
44	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組みます。	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取り組んでいます。
45	近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に協力します。	事業計画地周辺について、不審者、不審車両或いは不法投棄などの監視に取り組んでいます。
46	工事用車両が事業計画地に入りするゲートには交通誘導員を配置します。	近隣自治会等からのご意見も考慮し、工事関連車両の出入口、事業計画地南側の搬出入経路及び市道円山垂水1号線と一般国道423号との交差点に交通整備員を配置しています。（図6-4参照）
47	工事用車両の走行ルートとして設定している市道円山垂水1号線及び一般国道423号が交差する交差点における安全対策として、交通誘導員の配置を計画しています。	新規入場者教育資料及び月1回の安全協議会、安全大会により、工事用車両の運転手に規制速度を遵守する等の安全教育を徹底し、歩行者や一般車両との安全を確保します。
48		

表8-1(5) 環境取組の実施状況の確認方法（工事中その5）

取組内容		実施状況（平成30年3月末時点）
49	工事関係者及び工事用車両の運転手に事業計画地周辺における交通事故の発生状況等を周知し、注意喚起及び安全への意識向上を促します。	新規入場者教育資料はもとより、適宜朝礼時に、工事関係者及び工事用車両の運転手に事業計画地周辺における交通事故の発生状況等を周知し、注意喚起及び安全への意識向上を促しています。
50	工事スケジュール、工事用車両の出入口、走行ルート、運行時間帯について、周辺住民への周知徹底を図ります。	工事実施前に周辺住民に、説明資料を配付した上で、工事スケジュール、工事用車両の出入口、走行ルート、運行時間帯について説明を行いました。
<p>■環境に配慮した製品及び工法を採用します。</p> <p>《省エネルギー》</p>		
51	エネルギー効率のよい機器の使用に努め、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制するよう、工事に関連する全協力会社に指示、指導を行います。	可能な限り、エネルギー効率のよい機器を使用するように、また、節電、節水を心がけるよう、全協力会社に指示、指導を行っています。
<p>《省資源》</p>		
52	工事の実施による発生残土は、事業計画地内で切土量・盛土量のバランスを行います。	掘削土については、場内での埋め戻し土として出来る限り利用し、残土の発生抑制を図っています。
53	資材の梱包などを最小限にして廃棄物の減量に努めます。また、工事の実施により排出される廃棄物についても、出来る限りリサイクルの推進を図ります。 上記の環境取組を実施したうえでやむを得ず発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、専門業者に委託し、適切に処分します。	資材の搬入にあたっては、梱包などを最小限にして廃棄物の減量に努めています。また、工事の実施により排出される廃棄物については、発生抑制・減量化すると共に、種類毎に分別リサイクルを図っています。 その上でやむを得ず発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、専門業者に委託し、適切に処分しています。
<p>■快適な環境づくりに貢献します。</p> <p>景観</p>		
54	仮囲い設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。	仮囲いは、クリーム色の安全鋼板とし、周辺に出来るだけ違和感を与えないよう、景観面に配慮しています。（図8-1参照）
55	仮設トイレは仮囲いの中に設置するなど、近隣住民や通行者から見えないよう設置場所に配慮します。	仮設トイレは仮囲いの中に設置するとともに、現場事務所の建物陰となるように設置し、近隣住民や通行者から見えないよう配慮しています。（図8-1参照）
<p>周辺の環境美化</p>		
56	入場者教育等を通じて、ポイ捨て禁止の周知徹底を図ります。また、計画地周辺の清掃に努めます。	新規入場者教育資料により、喫煙場所の説明と、ポイ捨て禁止の周知徹底を図っています。また、工事を実施している計画地周辺は、日常清掃を実施しています。
57	建設資材、廃棄物などの場内整理や場内清掃による環境美化に努めます。	場内整理や場内清掃を随時実施し、毎週土曜日は一斉清掃日と定めて、環境美化に努めています。

表8-1(6) 環境取組の実施状況の確認方法（工事中その6）

取組内容		実施状況（平成30年3月末時点）
ヒートアイランド現象の緩和		
58	夏期には、周辺道路などに水道水により打ち水を行い、水道水以外の用水が確保出来る場合は、そちらを優先して使用します。	夏期には、周辺道路などに水道水により打ち水を行いました。
植物・生態系への配慮		
59	特定外来生物であり、事業計画地内で確認されたナルトサワギク及び吹田市内に侵入が確認されているオオキンケイギクについては、工事中の早期緑化等により、可能な限り侵入予防に努めるとともに、工事期間中について、目視による確認を行います。また、侵入が確認された際は、可能な限り排除します。	今後、特定外来生物であるナルトサワギク及びオオキンケイギクについては、年一回(春～夏季)目視確認による方法で事後調査を実施します。 1回目として、平成30年6月頃を予定しています。なお、侵入が確認された際は、可能な限り排除します。
■地域との調和を図ります。		
工事説明・苦情対応		
60	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事実施中も適宜、現状と今後の予定をお知らせし、理解を得るようにします。	近隣住民に対し、工事実施前に工事説明会を開催し、工事概要、作業工程などを説明しました。また工事実施中も適宜、現状と今後の予定をお知らせし、理解を得るようにしています。
61	工事に関しての苦情などに対する連絡先を掲示するとともに、苦情が発生した際には、真摯に対応します。	工事に関しての苦情などに対する連絡先については、出入口ゲート付近及び南側仮囲いに掲示しています。連絡があった場合は、その都度協議の上、対策を考え解決にあたります。
周辺の事業者との調整		
62	周辺において複合的に環境に影響を及ぼすような大規模な工事の状況を把握し、工事実施期間が重複する場合は、該当する事業者や工事施工者等と連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。	近接事業については、可能な限り工事の状況を把握し、工事計画などを調整しています。
文化財の保護		
63	事業計画地には、既知の埋蔵文化財包蔵地として垂水遺跡の北西部が存在します。吹田市教育委員会による調査により遺物包含層が確認されているため、埋蔵文化財確認調査に引き続き協力するとともに、確認済みの遺物について吹田市教育委員会と協議を行い、文化財保護法に基づき適切に対応します。また、工事期間中に遺構や遺物が確認された場合にも、吹田市教育委員会との協議を行い、文化財保護法に基づき適切に対応します。	埋蔵文化財確認調査は、評価書記載の第4次確認調査に引き続き、吹田市教育委員会と協議を行い第5次確認調査を平成29年9月に実施しました。その結果、遺構は確認されませんでした。その後も、深掘り工事等において、吹田市教育委員会の立合のもと、地山の状況を確認しましたが、遺構は確認されませんでした。今後においても、吹田市教育委員会の指導に従い、深掘り工事掘削にて確認を行います。また、工事期間中に遺構や遺物が確認された場合は、吹田市教育委員会との協議を行い、文化財保護法に基づき適切に対応します。

表8-1(7) 環境取組の実施状況の確認方法（施設・設備等その1）

取組内容	実施状況（平成30年3月末時点）
■ 地球温暖化対策を行います。	
64	<p>2019年の販売開始に向けて、現在販売計画を検討中ですが、全体303戸のうち60戸（約2割）程度をネットゼロエネルギー・ハウス（ZEH）仕様の建売住宅とし、積極的な再生可能エネルギー及び高効率な省エネルギー機器の導入並びに高断熱・高気密化を実現し、可能な限り温室効果ガスの排出削減を図ります。</p> <p>条件付宅地区画は、2020年に全ての新築住宅に義務化が検討されている「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に規定される「省エネ基準」を満たす仕様を基本仕様とし、計画地全体の省エネ性能を高めます。</p> <p>また、全購入者に対し、パッシブなまちづくりの内容及び居住者の省エネ行動（節エネ）を促す情報を周知する目的で（仮称）戸建住宅まちづくりガイドラインを作成します。</p> <p>その上で、建売区画の購入者に対しては、居住者が設置する空調機器等の家電製品において、最新の技術動向を踏まえた省エネルギー機器を紹介する方法について、販売開始までに（仮称）戸建住宅まちづくりガイドラインを活用すること等を含め、検討を行います。</p> <p>条件付宅地区画の購入者に対しては、購入前及び住宅の設計時に（仮称）戸建住宅まちづくりガイドラインを提示し、本計画地の環境に配慮したまちづくりにご理解をいただくことを販売の基本といたします。</p> <p>また、条件付宅地区画の更なる省エネ性能の向上に向けて、販売開始までに、計画地内で建売を行うZEH仕様の住宅をモデルハウスとして活用することや、最新の技術動向を踏まえて同ガイドラインを活用することを含め、効果的な販売方法について検討を行います。</p>
65	<p>街区レベルでは、南西からの恒常風を取り込みやすいように宅地、道路、公園等を配置する計画とします。</p> <p>住宅レベルでは、断熱性能等級4を全体303戸の基本仕様とし、空調効率を高めます。また、HEMSを全戸標準装備とし、エネルギー見える化することで、購入者の省エネルギー生活を支援します。</p>
66	基本構造の耐久性・維持管理を考慮した長寿命の建築物を施工します。
67	吹田市のゴミ焼却場から排出される灰溶融スラグ入りのインターロッキングブロックを使用します。また、再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定するなど、資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。

表8-1(8) 環境取組の実施状況の確認方法（施設・設備等その2）

取組内容		実施状況（平成30年3月末時点）
68	吹田市のゴミ焼却場から排出される灰溶融スラグ入りのインターロッキングブロックを使用するなど、製造に要するエネルギーが少ない建設資材などを積極的に採用します。	吹田市のゴミ焼却場から排出される灰溶融スラグ入りのインターロッキングブロックを使用するなど、製造に要するエネルギーが少ない建設資材などを積極的に採用します。
69	販売時に（仮称）戸建住宅まちづくりガイドラインを活用して、住宅購入者が入居後に容易かつ継続的に節エネを行うための情報を提供します。	販売時に（仮称）戸建住宅まちづくりガイドラインを活用して、住宅購入者が入居後に容易かつ継続的に節エネを行うための情報を提供します。
70	販売実績をもとに、一次エネルギー消費量を推計し、温室効果ガス排出量の算出を行うことにより、環境取組の実施による温室効果ガスの排出削減量を事後調査結果の報告時に環境取組内容の実施状況として報告します。	販売実績をもとに、一次エネルギー消費量を推計し、温室効果ガス排出量の算出を行うことにより、環境取組の実施による温室効果ガスの排出削減量を事後調査結果の報告時に環境取組内容の実施状況として報告します。
■ヒートアイランド対策を行います。		
71	<p>ヒートアイランド現象への影響を可能な限り低減するため、周辺の風の流れを考慮した街区計画とします。</p> <p>歩車共存道路及び一部の自転車歩行者専用道路には、吹田市の灰溶融スラグ入り保水性ブロック舗装を採用します。街路樹を設置可能な道路では、可能な限り街路樹を設けます。また、一部の交差点部には遮熱性舗装の採用を検討します。</p> <p>公園の園路には、吹田市の灰溶融スラグ入り保水性ブロック舗装を採用するとともに、周縁部は緑陰を生み出すような樹木配置とします。</p> <p>建売住宅については、風の取り込みや植樹による緑陰を利用するなどのヒートアイランド現象に対する適応策を検討し、効果的な設計を行ないます。また、グラスパーキングや宅地の一部で保水性舗装を計画します。</p> <p>条件付宅地区画については、宅地内は、風の取り込みや植樹による緑陰を利用するなどのヒートアイランド現象に対する適応策を検討し、効果的な設計を行った上で、宅地購入者に提案します。</p>	<p>ヒートアイランド現象への影響を可能な限り低減するため、周辺の風の流れを考慮した街区計画とします。</p> <p>歩車共存道路及び一部の自転車歩行者専用道路には、吹田市の灰溶融スラグ入り保水性ブロック舗装を採用します。街路樹を設置可能な道路では、可能な限り街路樹を設けます。また、一部の交差点部には遮熱性舗装の採用を検討します。</p> <p>公園の園路には、吹田市の灰溶融スラグ入り保水性ブロック舗装を採用するとともに、周縁部は緑陰を生み出すような樹木配置とします。</p> <p>建売住宅については、風の取り込みや植樹による緑陰を利用するなどのヒートアイランド現象に対する適応策を検討し、効果的な設計を行ないます。また、グラスパーキングや宅地の一部で保水性舗装を計画します。</p> <p>条件付宅地区画については、宅地内は、風の取り込みや植樹による緑陰を利用するなどのヒートアイランド現象に対する適応策を検討し、効果的な設計を行った上で、宅地購入者に提案します。</p>
■自然環境を保全し、みどりを確保します。		
72	動物、植物、生態系の予測評価において、事業による環境への影響は小さいと予測され、評価目標を満足するとの結果を踏まえつつ、植栽樹種には、事業計画地周辺の良好な樹林地の構成種を中心に用い、さらに、可能な限り府内産の苗木を利用したり、動物の餌となる実や樹液を出す樹種の植栽によって、動植物の生息や生育環境に配慮します。	動物、植物、生態系の予測評価において、事業による環境への影響は小さいと予測され、評価目標を満足するとの結果を踏まえつつ、植栽樹種には、事業計画地周辺の良好な樹林地の構成種を中心に用い、さらに、可能な限り府内産の苗木を利用したり、動物の餌となる実や樹液を出す樹種の植栽によって、動植物の生息や生育環境に配慮します

表8-1(9) 環境取組の実施状況の確認方法（施設・設備等その3）

取組内容		実施状況（平成30年3月末時点）
73	事業計画地の中心部に中央公園を配置し、南北方向の歩車共存道路及び自転車歩行者専用道路は、神社林、中央公園、見晴らし公園に至る緑の連続性、東西方向の自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路は、計画地南西部から中央公園を経て円山公園に至る緑の連続性を考慮したものとします。このように、緑を隣接地の状況等を考慮して配置するなど、可能な限り生物の生息空間の保全に努めます。	事業計画地の中心部に中央公園を配置し、南北方向の歩車共存道路及び自転車歩行者専用道路は、神社林、中央公園、見晴らし公園に至る緑の連続性、東西方向の自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路は、計画地南西部から中央公園を経て円山公園に至る緑の連続性を考慮したものとします。このように、緑を隣接地の状況等を考慮して配置するなど、可能な限り生物の生息空間の保全に努めます。
74	本事業は全て戸建て住宅のため、駐車場の建築予定はありませんが、ZEH仕様の建売住宅ではグラスパークィングを計画しています。また、建築条件付宅地では全面舗装ではない駐車場を基本仕様とし、購入予定者にグラスパークィング等を提案します。	本事業は全て戸建て住宅のため、駐車場の建築予定はありませんが、ZEH仕様の建売住宅ではグラスパークィングを計画しています。また、建築条件付宅地では全面舗装ではない駐車場を基本仕様とし、購入予定者にグラスパークィング等を提案します。
75	集会所の壁面にフックを取り付け、壁面緑化ができるような建物とします。	集会所の壁面にフックを取り付け、壁面緑化ができるような建物とします。
76	開発により生じた法面に対して緑化を行います。	開発により生じた法面に対して緑化を行います。
77	植栽樹種は、事業計画地周辺の良好な樹林地の構成種を中心に選定することで、地域の景観と調和する緑を形成します。選定にあたっては、気候への適合性、維持管理の難度及び野生化する可能性等も踏まえ、慎重に行います。また、植栽樹種を事後調査結果の報告時に環境取組内容の実施状況として報告します。	植栽樹種は、事業計画地周辺の良好な樹林地の構成種を中心に選定することで、地域の景観と調和する緑を形成します。選定にあたっては、気候への適合性、維持管理の難度及び野生化する可能性等も踏まえ、慎重に行います。また、植栽樹種を事後調査結果の報告時に環境取組内容の実施状況として報告します。
■水循環を確保します。		
78	歩車共存道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路に横断勾配を設け、保水機能を持たせた植樹帯に、雨水を導く計画とします。	歩車共存道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路に横断勾配を設け、保水機能を持たせた植樹帯に、雨水を導く計画とします。
79	吹田市開発事業の手続等に関する条例に基づき、雨水流出抑制施設(貯留量3,200t)を設置します。	吹田市開発事業の手續等に関する条例に基づき、雨水流出抑制施設(貯留量3,200t)を設置します。
80	水循環に配慮して、全戸の宅地内に雨水浸透樹を設けるとともに、歩行者専用道路と一部の自転車歩行者専用道路に、透水性ブロック舗装を採用します。	水循環に配慮して、全戸の宅地内に雨水浸透樹を設けるとともに、歩行者専用道路と一部の自転車歩行者専用道路に、透水性ブロック舗装を採用します。
■地域の生活環境を保全します。		
大気・騒音・振動等		
81	名神高速道路沿いの宅地の購入者に対しては、その状況を説明します。また、建売住宅の場合は防音性能を高めた計画とし、条件付宅地の場合は住宅購入者に防音性能を高めた設計を提案します。また、その防音対策の内容を事後調査結果の報告時に環境取組内容の実施状況として報告します。	名神高速道路沿いの宅地の購入者に対しては、その状況を説明します。また、建売住宅の場合は防音性能を高めた計画とし、条件付宅地の場合は住宅購入者に防音性能を高めた設計を提案します。また、その防音対策の内容を事後調査結果の報告時に環境取組内容の実施状況として報告します。

表8-1(10) 環境取組の実施状況の確認方法（施設・設備等その4）

取組内容		実施状況（平成30年3月末時点）
82	屋外照明（街路灯等）については、近隣住民に対する光の影響を配慮します。	屋外照明（街路灯等）については、近隣住民に対する光の影響を配慮します。
83	本事業は全て戸建て住宅のため、事業計画地周辺に光の影響を与えるほどの建築資材の使用はないと考えますが、太陽光パネルを設置する住宅では、隣接住宅への光の影響を考慮します。	本事業は全て戸建て住宅のため、事業計画地周辺に光の影響を与えるほどの建築資材の使用はないと考えますが、太陽光パネルを設置する住宅では、隣接住宅への光の影響を考慮します。
84	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物（VOC）の含有率が低いものを使用するように努めます。	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物（VOC）の含有率が低いものを使用するように努めます。
85	事業計画地に近接して教育施設、福祉施設、医療施設は立地しておりませんが、事業計画地から最寄の小中学校（千里第三小学校、第一中学校）への動線を、現状は階段による接続ですが、本事業の造成工事によりフラットな接続とし、歩行環境を改善します。	事業計画地に近接して教育施設、福祉施設、医療施設は立地しておりませんが、事業計画地から最寄の小中学校（千里第三小学校、第一中学校）への動線を、現状は階段による接続ですが、本事業の造成工事によりフラットな接続とし、歩行環境を改善します。
■景観まちづくりに貢献します。		
86	本事業で販売する住宅は、本事業の環境まちづくり方針に基づいた建売住宅または建築条件付宅地として、周辺地域と調和した一体感のある街並み形成を目指します。	本事業で販売する住宅は、本事業の環境まちづくり方針に基づいた建売住宅または建築条件付宅地として、周辺地域と調和した一体感のある街並み形成を目指します。
87	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「吹田市景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「吹田市景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。
88	景観形成に関するガイドラインや方針に配慮した計画及び設計を行います。	景観形成に関するガイドラインや方針に配慮した計画及び設計を行います。
89	景観形成地区の指定について協議します。	景観形成地区の指定について協議します。
90	景観形成基準を遵守します。	景観形成基準を遵守します。
91	屋外広告物の表示等に関する基準を遵守します。	屋外広告物の表示等に関する基準を遵守します。
92	良好な景観が継続的に維持されるよう、円山町地区地区計画（案）について、協議します。	良好な景観が継続的に維持されるよう、円山町地区地区計画（案）について、協議します。
93	無電柱化を実施し、「人にやさしい安心・安全な住宅地の形成を目指す」という方針とも調和した良好な景観の確保に努めることで、景観まちづくりを推進します。	無電柱化を実施し、「人にやさしい安心・安全な住宅地の形成を目指す」という方針とも調和した良好な景観の確保に努めることで、景観まちづくりを推進します。
94	居住者自らが、事業計画地周辺との連続性や景観形成に配慮した良好な縁及び周辺地域と調和した一体感のある街並みを形成することで得られる良好な景観を継続的に維持できる取り組みを実施できる組織（自治会等）の立ち上げの支援及び組織立ち上げ直後における効果的な助言等を行います。	居住者自らが、事業計画地周辺との連続性や景観形成に配慮した良好な縁及び周辺地域と調和した一体感のある街並みを形成することで得られる良好な景観を継続的に維持できる取り組みを実施できる組織（自治会等）の立ち上げの支援及び組織立ち上げ直後における効果的な助言等を行います。

表8-1(11) 環境取組の実施状況の確認方法（施設・設備等その5）

取組内容		実施状況（平成30年3月末時点）
■安心安全のまちづくりに貢献します。		
95	<p>事業計画地と円山垂水2号線の接続箇所を限定し、事業計画地への通過交通の流入を抑制します。</p> <p>名神高速側道と事業計画地南側（垂水町方面）を結ぶ道路は、周辺地域の車や歩行者が利用される為、歩車道路境界石で歩車分離を図り、歩行者の安全を確保します。</p> <p>事業計画地の中心（中央公園）と南北方向を結ぶ歩車共存道路及び自転車歩行者専用道路や東西方向を結ぶ自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路は、舗装や植栽を工夫し、歩行者優先の空間とします。</p>	<p>事業計画地と円山垂水2号線の接続箇所を限定し、事業計画地への通過交通の流入を抑制します。</p> <p>名神高速側道と事業計画地南側（垂水町方面）を結ぶ道路は、周辺地域の車や歩行者が利用される為、歩車道路境界石で歩車分離を図り、歩行者の安全を確保します。</p> <p>事業計画地の中心（中央公園）と南北方向を結ぶ歩車共存道路及び自転車歩行者専用道路や東西方向を結ぶ自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路は、舗装や植栽を工夫し、歩行者優先の空間とします。</p>
96	<p>事業計画地および周辺地域から最寄の避難所（千里第三小学校、第一中学校）への避難ルートを考慮した動線計画とします。</p> <p>集会所に備蓄倉庫室や非常時に利用可能なエネルギー（太陽光発電+蓄電池）を設けます。なお、集会所は事業計画地の中心であり、避難ルート沿いである中央公園の側に配置します。</p> <p>避難所への避難ルートと事業計画地の接続部分は現在階段による接続ですが、本事業の実施に伴い、高さを揃えてフラットな接続となるように造成工事を行い、避難ルートの改善を図ります。</p>	<p>事業計画地および周辺地域から最寄の避難所（千里第三小学校、第一中学校）への避難ルートを考慮した動線計画とします。</p> <p>集会所に備蓄倉庫室や非常時に利用可能なエネルギー（太陽光発電+蓄電池）を設けます。なお、集会所は事業計画地の中心であり、避難ルート沿いである中央公園の側に配置します。</p> <p>避難所への避難ルートと事業計画地の接続部分は現在階段による接続ですが、本事業の実施に伴い、高さを揃えてフラットな接続となるように造成工事を行い、避難ルートの改善を図ります。</p>
97	<p>2019年の販売開始に向けて、現在販売計画を検討中ですが、警備業者によるホームセキュリティを、建売住宅では装置を標準設置し、条件付宅地区画については基本仕様として提案します。</p> <p>また、計画地全体のセキュリティとして、防犯カメラの設置を検討しています。</p>	<p>2019年の販売開始に向けて、現在販売計画を検討中ですが、警備業者によるホームセキュリティを、建売住宅では装置を標準設置し、条件付宅地区画については基本仕様として提案します。</p> <p>また、計画地全体のセキュリティとして、防犯カメラの設置を検討しています。</p>
98	<p>事業計画地内の自動車動線は名神高速道路側道と垂水地区を結ぶ道路のみとし、それ以外は、歩車共存道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路の配置、自動車の通り抜けを抑制する動線配置等により、事業計画地外からの自動車の通り抜けを抑制します。これにより事業計画地の存在が地域の抜け道にならないようにし、事業計画地外からの交通が事業計画地周辺に集中することを抑制します。</p>	<p>事業計画地内の自動車動線は名神高速道路側道と垂水地区を結ぶ道路のみとし、それ以外は、歩車共存道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路の配置、自動車の通り抜けを抑制する動線配置等により、事業計画地外からの自動車の通り抜けを抑制します。これにより事業計画地の存在が地域の抜け道にならないようにし、事業計画地外からの交通が事業計画地周辺に集中することを抑制します。</p>
99	<p>円山地区と垂水地区をつなぐ歩行者動線を確保します。また、事業計画地及び円山地区は千里第三小学校の校区となっているため、事業計画地及び円山地区と千里第三小学校の通学路をつなぐ歩行者動線を確保します。</p>	<p>円山地区と垂水地区をつなぐ歩行者動線を確保します。また、事業計画地及び円山地区は千里第三小学校の校区となっているため、事業計画地及び円山地区と千里第三小学校の通学路をつなぐ歩行者動線を確保します。</p>
100	<p>歩行者動線は自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、公園内、歩道を通行する計画とし、歩行者が安全に事業計画地内を通り抜けられる計画とします。</p>	<p>歩行者動線は自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、公園内、歩道を通行する計画とし、歩行者が安全に事業計画地内を通り抜けられる計画とします。</p>

図 8-1 環境取組実施状況（1）

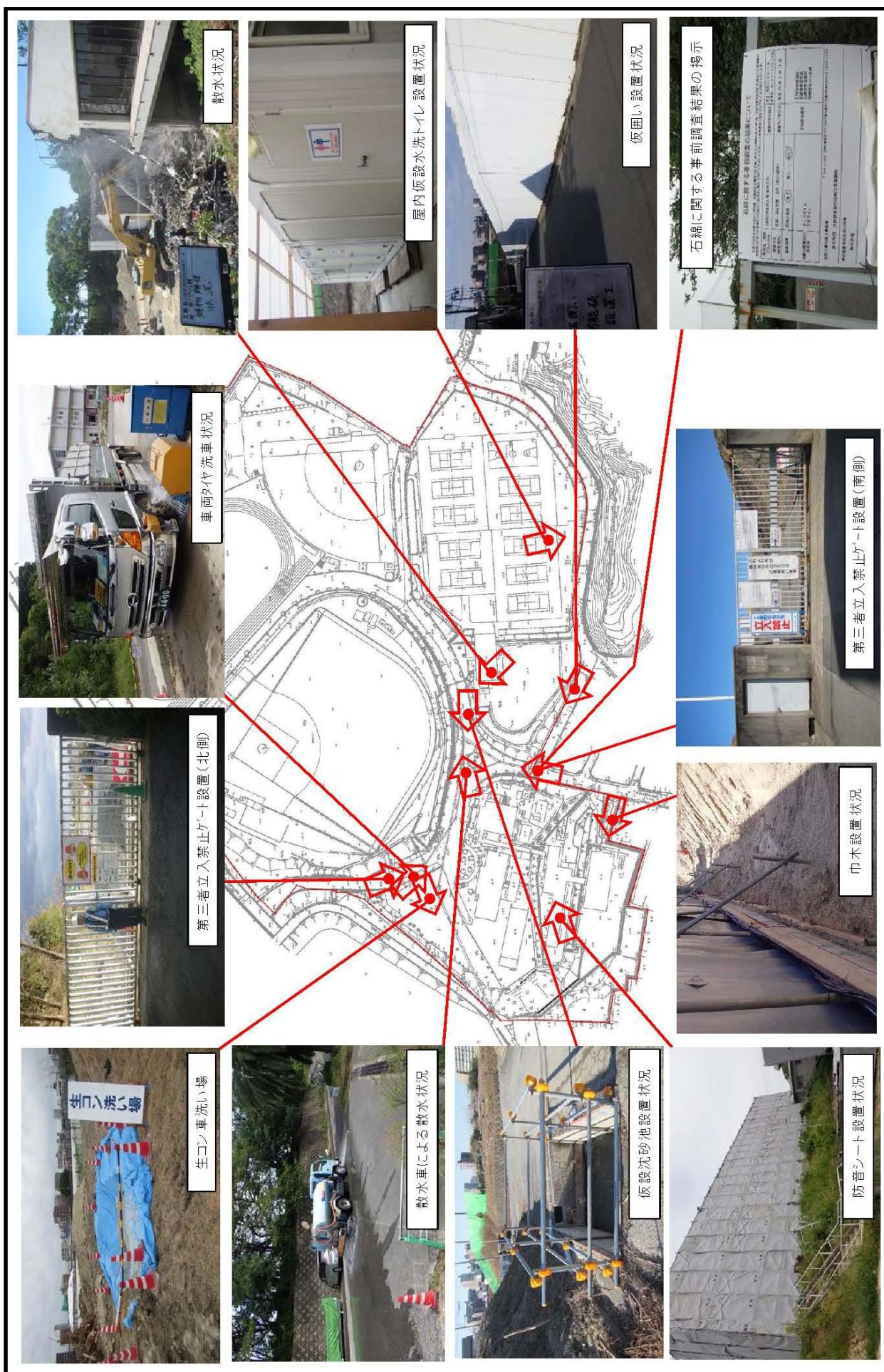






図 8-3 環境取組実施状況（3）

9. 事後調査を委託した者の氏名及び住所

委託先の名称 : 株式会社シードコンサルタント

代表者の氏名 : 代表取締役社長 市田 富久夫

主たる事務所の所在地 : 奈良県奈良市芝辻町2丁目10-6